

《論 説》

組織的監査における心証形成と職業的懐疑心の具体的発揮

吉 田 周 邦

I. はじめに	1
II. リスク・アプローチ監査と発見リスク	2
III. 監査組織における心証形成	5
i. 監査責任者としての監査人の心証形成	5
ii. 監査スタッフとしての監査人の心証形成	8
iii. 職業的懐疑心の具体的発揮	12
IV. おわりに	16

I. はじめに

近年、企業の事業活動は大規模になり、その事業内容も多様化してグローバルにその活動範囲を展開させていることも決して稀ではない。このため、単独の監査人⁽¹⁾によって、我が国の監査の基準における多岐にわたる要求事項を充足させて財務諸表監査を実施することは、それに必要とされる監査実施時間を確保すること自体が物理的に困難であり⁽²⁾、また、監査業務の品質を合理的に確保することも困難である。したがって、財務諸表監査は、複数の公認会計士によって組織的に監査が遂行されることが求められている⁽³⁾。この場合、組織的監査の主体となる監査組織としては、監査事務所（監査法人や個人事務所）や、監査事務所において個々の監査業務に従事する監査チームが該当する。監査チームは、監査責任者と監査チームの他のメンバー（専門職員⁽⁴⁾）によって構成される⁽⁵⁾。監査責任

(1) 「監査人」は、監査業務に従事する者（通常、監査責任者又は監査チームの他のメンバー）、又は該当する場合には監査事務所に対して使用される。監査責任者に要求される事項又は監査責任者の責任を特に表す場合には、「監査人」でなく「監査責任者」が使用される（監査基準委員会報告書200「財務諸表監査における総括的な目的」12.(4)）。

(2) 平成22年4月期から平成23年3月期までに提出された監査概要書による調査では、金融商品取引法に基づく監査業務（連結財務諸表開示会社）3,281社のうち、売上高が10億円未満である50社の比較的小規模な被監査会社における平均監査時間でも1,608時間で、売上高1兆円以上の大規模な被監査会社143社の平均監査時間は15,254.3時間に達している（「監査実施状況調査（平成22年度）」日本公認会計士協会 2012年2月27日）。後述の【図2】を参照されたい。

(3) 公認会計士は、大会社等の財務書類について公認会計士法第2条第1項の業務（筆者注：財務諸表の監査又は証明業務）を行うときは、他の公認会計士若しくは監査法人と共同し、又は他の公認会計士を補助者として使用して行わなければならない（大会社等の監査における単独監査の禁止、公認会計士法第24条の4）。

(4) 専門業務に従事する社員（筆者注：監査法人においては、監査責任者となりうる社員（パートナー））等以外の者をいう。監査事務所が雇用する専門家（会計や監査以外の分野において専門知識を有する個人）を含む（監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」6. (11)）。

(5) 上記注(2)の日本公認会計士協会の調査結果によると、金融商品取引法に基づく監査業務（連結財務諸表開示会社）

者は、監査チームによる監査業務とその実施及び発行する監査報告書につきすべての責任を負うが、監査責任者が監査報告書に最終的に自署・押印⁽⁶⁾する際、どのような具体的心証を形成しなければならないのだろうか。また、監査チームの他のメンバー（本稿では以下、監査スタッフという）は、監査現場における自己の監査業務を実施した結果、どのように心証を形成しなければならないのだろうか。

監査責任者は、十分かつ適切な監査証拠⁽⁷⁾に基づき監査意見を表明しなければならず、当該監査証拠は、監査業務に携わる組織としての監査チームによる多大な時間を費やした監査手続の実施を経て入手されたものである。その監査手続の実施は、監査スタッフによる分担された地道な作業の積み重ねで構成されており、多くの監査スタッフの監査手続の実施過程で形成された個々の心証は、監査チーム内の各階層を経て伝達され集積されて、最終的に監査責任者の心証形成のための重要な基礎となる。

昨今の大規模な会計不正事件の顕在化⁽⁸⁾によって、海外の投資家を含む財務諸表の利用者の我が国の財務諸表監査に対する信頼は揺らいでいる。これに対処するため、現在、企業会計審議会監査部会は、「監査における不正リスク対応基準（仮称）」の設定と監査基準の改訂を図りつつある⁽⁹⁾。

本稿では、このような状況を踏まえて、組織的監査、特に監査チームにおける心証形成のプロセスを俯瞰しつつ、監査責任者が確信・自信を伴った心証を形成するためには、重要な虚偽表示（Material Misstatement）ならびに重要な虚偽表示を構成する個別の虚偽表示を網羅することが重要であること、また、監査チームにおける心証形成のプロセスでは、それぞれの監査スタッフが、個々の監査局面において発見識別した虚偽表示を基にして形成した心証を、監査チーム内で上部の階層に適切に伝達することが必要であることを述べ、さらに、監査の実施過程で虚偽表示の発見識別に必要とされる職業的懐疑心は、どのようにすれば具体的に発揮しうるかに関し考察する。

II. リスク・アプローチ監査と発見リスク

リスク・アプローチは、財務諸表監査の重要な手法として、我が国では平成3年の監査基準の改訂時に導入され、その後、平成14年及び平成17年の監査基準の改訂を経て現在に至り、監査実務に定着している。米国では、1980年代から監査基準に採用されて以来、現在の監査基準まで引継がれ⁽¹⁰⁾、国

3,281社の監査チームの人員数は、1社あたりの総平均17.3人で、売上高1兆円以上の大規模な被監査会社143社の監査チームの人員数は1社あたりの総平均47.9名にのぼっている。後述の【図2】を参照されたい。

- (6) 監査法人が会社その他の者の財務書類について証明をする場合には、当該証明に係る業務を執行した社員は、当該証明書にその資格を表示して自署し、かつ、自己の印を押さなければならない（公認会計士法第34条の12第2項）。
- (7) 監査証拠とは、監査人が意見表明の基礎となる個々の結論を導くために利用する情報をいう（監査基準委員会報告書500「監査証拠」）。したがって、その形態は書類だけにとどまらない。
- (8) 2011年に発生したオリンパス社や大王製紙社等による会計不正事件をさす。
- (9) 企業会計審議会監査部会は、2012年12月21日付で「監査における不正リスク対応基準（仮称）」の設定及び監査基準の改訂について（公開草案）を公表した。
- (10) リスク・アプローチは、米国公認会計士協会による監査基準（Statements on Auditing Standards（SAS）47号（1983年））ではじめて監査リスク概念とともに導入され、現在の米国公開会社会計監視委員会（PCAOB: Public Company Accounting Oversight Board）の監査基準に至るまで引継がれ、監査実務における適用が要求されている（AS 8.「Audit Risk」）。

際監査基準 (International Audit Standards) でも採用されて、監査の手法として世界的に認知されている。

リスク・アプローチは、「財務諸表に重要な虚偽の表示が生じる可能性に応じて、発見リスク (Detection Risk) ⁽¹¹⁾ の水準を決定し、これに基づいて監査手続、その実施の時期及び範囲を計画し、実施する ⁽¹²⁾」監査手法をさす。リスク・アプローチの適用にあたっては、監査人は内部統制を含む、企業及び企業環境を十分に理解し、財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす可能性のある事業上のリスク等を考慮しなければならず、「財務諸表全体」及び「財務諸表項目」の2つのレベルにおいて評価する必要があるとされている。このようなリスク・アプローチは、「事業上のリスク等を重視したリスク・アプローチ」と呼ばれる。

財務諸表の虚偽表示は、不正又は誤謬 (Fraud or Error) から生じるものであり、財務諸表の虚偽表示の原因となる行為が、意図的 (Intentional) な場合が不正と定義されている。不正は、不正な財務報告 (Fraudulent Financial Reportingいわゆる粉飾) と資産の流用 (Misappropriation of Assets) に区分される。不正な財務報告には、経営者による内部統制の無効化や不正の隠蔽が巧妙に仕組まれたスキームや共謀を伴う場合も多く、虚偽表示の発見識別の困難性が高まることから、これに対処するための監査の基準が別途設定されている ⁽¹³⁾。

なお、本稿では発見識別された重要な虚偽表示が、監査人の心証形成に最も重要な影響を与える要因の1つであるという観点と、虚偽表示の発見識別に至る過程は不正か誤謬かを問わずリスク・アプローチの監査手法のもとでは基本的に同一という視点から、「虚偽表示」を不正によるものに限定することなく、誤謬による虚偽表示も不正によるものと同様に取り扱い、以下解説を進める。

リスク・アプローチに基づく監査の枠組みにおいて、監査人は監査リスク、「監査人が、財務諸表の重要な虚偽表示を看過して誤った意見を形成する可能性」⁽¹⁴⁾を合理的に低い水準に抑えることが求められている。すなわち、監査人はその権限や監査時間に制約もある中で、財務諸表の利用者の判断を誤らせることになるような重要な虚偽表示を看過するリスクを、合理的な水準に抑えることが求められる ⁽¹⁵⁾。この監査リスクを許容可能な低い水準に抑えるためには、発見リスクの水準を可能な限り合理的な水準まで下げる必要がある。このため、監査人は識別し評価した財務諸表項目レベルの重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続 ⁽¹⁶⁾ を、立案し実施しなければならない。

財務諸表項目レベルの重要な虚偽表示とは、勘定科目等の財務諸表項目の開示段階における重要な虚偽表示を意味し、監査人は個々の勘定科目等につき様々な監査要点を検証するための監査手続を実

(11) 発見リスクとは、虚偽表示が存在し、その虚偽表示が個別に又は他の虚偽表示と集計して重要になりうる場合に、監査リスクを許容可能な低い水準に抑えるために監査人が監査手続を実施してもなお発見できないリスクをいう (監査基準委員会報告書200「財務諸表監査における総括的な目的」12. (15))。

(12) 「監査基準の改訂について」二. 1 (企業会計審議会 2005年10月28日)。

(13) 我が国においては、監査基準委員会報告書240「財務諸表監査における不正」や、現在公開草案が公表されている企業会計審議会による「監査における不正リスク対応基準 (仮称)」等をさす。

(14) 監査基準委員会報告書200「財務諸表監査における総括的な目的」12. (5)。

(15) 「監査基準の改訂について」三. 3. (3) (企業会計審議会 2002年1月25日)。

(16) リスク対応手続 (Further Audit procedures) とよばれ、監査リスクを許容可能な低い水準に抑えるために、識別し評価したアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクに対応して、立案し実施する監査手続をいう。リスク対応手続は、(筆者注: 内部統制の) 運用評価手続と実証手続で構成される (監査基準委員会報告書330「評価したリスクに対応する監査人の手続」3. (3))。

施する。この場合、監査人は潜在的な虚偽表示の種類を考慮する際に、経営者がその財務諸表項目において明示的か否かにかかわらず提示したもの（Assertion：主張）を利用し、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性及び表示の妥当性等の財務諸表項目に対して設定する立証すべき目標を、監査要点とする。

識別し評価した重要な虚偽表示リスクの中で、不正リスクや会計上の見積り等の特別な監査上の検討が必要と監査人が判断したリスクは、特別な検討を必要とするリスク（Significant Risk）という。特別な検討を要するリスクは、財務諸表全体レベル、財務諸表項目レベルの2つのレベルで重要な虚偽表示リスクを評価する過程で、監査人の判断により識別される個別の重要な虚偽表示リスクであり、監査人はそれらの虚偽表示リスクが、特別な検討を必要とするリスクかどうかを決定する。この特別な検討を必要とするリスクに対応する監査手続は、財務諸表項目レベルで監査要点を検証する手続と同様の監査手続が適用されるが、実証手続（Substantive Procedure）⁽¹⁷⁾の適用に際しては、強い証明力を有する監査証拠を得るために、詳細テスト（Test of Detail）の積極的な実施が求められる。

リスク・アプローチは、このように監査の実施過程において事前のリスクの識別評価と、対応する監査手続を明確に関連付けながら監査資源の重点配分と効率的監査の実施を目的とするものである。この場合、監査人はリスク・アプローチの適用にあたり「効率化」を「省力化」ととらえて、監査作業の軽減を図ることに重点をおいてしまい、その本来の目的を忘れてはならない。すなわち、監査の基準は、あくまで財務諸表の重要な虚偽表示を看過して誤った意見を形成する可能性を許容可能な低い水準に抑えるため、また、発見リスクを合理的な水準まで下げるために、リスク・アプローチの適切な適用を要求しているのである。そして、監査の実施結果として、監査人が表明する意見が無限定適正意見の場合には、財務諸表監査の目的として、経営者が作成した財務諸表が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、全ての重要な点において適正に表示されている旨の意見を表明すると同時に、その監査意見は、「全体として重要な虚偽の表示がないということについて、合理的な保証を得たとの監査人の判断を含んでいる⁽¹⁸⁾」ことに関して財務諸表の利用者に示すものであることを、監査人は認識しておかなければならない⁽¹⁹⁾。したがって、監査人は重要な虚偽表示がない旨の意見表明をするために、監査の実施過程において、リスク・アプローチの手法に基づいた一般に公正妥当な監査の基準に準拠して、制約のある監査資源を有効利用しつつ、重要な虚偽表示ならびに重要な虚偽表示を構成する個別の虚偽表示の発見識別に、可能な限り注力しなければならない。監査人は、網羅された重要な虚偽表示につき意見表明までに経営者に修正を求めるなどの適切な対処を経て、はじめて無限定適正意見を表明することができる。監査人は、重要な虚偽表示を発見識別し網羅すると

(17) 実証手続とは、アサーション・レベルの重要な虚偽表示を看過しないよう立案し実施する監査手続をいい、以下の二つの手続で構成される。①詳細テスト（取引種類、勘定残高、開示等に関して実施する。）②分析の実証手続（監査基準委員会報告書330「評価したリスクに対応する監査人の手続」3. (2)）。詳細テストには、質問・確認・閲覧・実査・実地棚卸立会などの監査要点を直接立証するために必要な監査証拠を入手するための監査手続が含まれる。

(18) 監査基準 第一 監査の目的（企業会計審議会）。

(19) 二〇〇二年改訂のわが国監査基準において、監査人の義務としての「正当な注意」に加えて「職業的懐疑心」が規定されたことにより、重要な虚偽の表示に対する監査人の積極的対応とその発見が強調され、財務諸表監査の目的として重要な虚偽表示の発見と適正性に関する結論表明が同義と位置付けられた（松本祥尚「職業的懐疑心の発現とその規制」『会計』第一七九巻第三号2011年3月）。

いう強い意識を持ちつつ監査に臨まなければ、個々の監査局面において発見リスク、すなわち監査手続を実施してもなお発見できないリスクを回避することが困難となる可能性が高まる。

Ⅲ. 監査組織における心証形成

i. 監査責任者としての監査人の心証形成

監査人は、「経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められる」と判断した時は、その旨を監査報告書で表明する。この意見は無限定適正意見とよばれ、上述のとおり、財務諸表には、全体として重要な虚偽の表示がないということについて、合理的な保証（Reasonable Assurance）⁽²⁰⁾を得たとの判断を含んでいる。平成14年の改訂監査基準の前文は、「合理的な保証を得たとは、監査が対象とする財務諸表監査の性格的な特徴（例えば、財務諸表の作成には経営者による見積りの要素が多く含まれること）や監査の特性（例えば、試査で行われること）などの条件がある中で、職業的専門家としての監査人が一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って監査を実施して、絶対的ではないが相当程度の心証を得たことを意味する」としている⁽²¹⁾。したがって、監査意見表明に際してその基礎となる監査人が得た保証は、監査人が形成した心証（Persuasion⁽²²⁾）と同一の概念であるといえる。

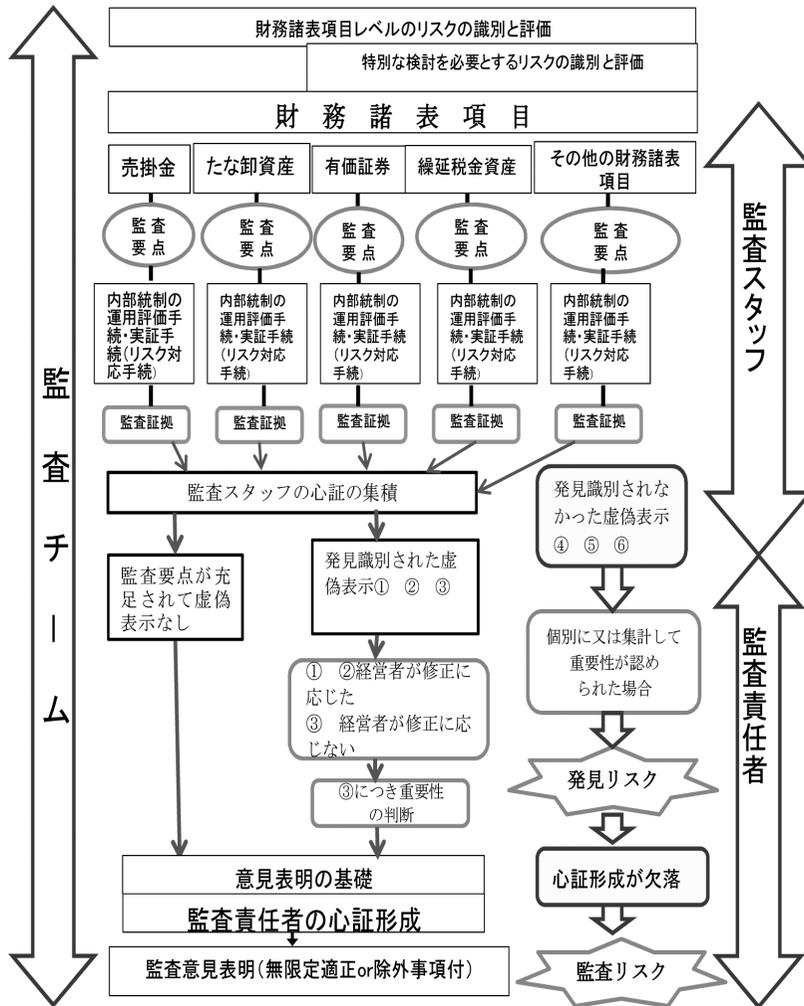
【図1】は、監査チームにおける監査業務の実施結果に基づいて、監査責任者が心証を形成し監査意見を表明するに至るまでの過程を図で示したものである。監査チームは、リスク・アプローチの手法に基づき事業上のリスク等を勘案しつつ、財務諸表項目レベルのリスクの識別と評価を行い、個々の重要な財務諸表項目につき監査要点ごとにリスク対応手続を実施する。監査意見に重要な影響を及ぼす可能性のある特別な検討を必要とするリスクに関しても、それに関係する財務諸表項目について監査要点ごとのリスク対応手続が、入念に実施される。リスク対応手続には、内部統制の運用評価手続と実証手続が含まれている。監査チームの個々の監査スタッフは、リスク対応手続を実施し、監査要点を立証するに足る十分かつ適切な監査証拠を収集し、そして、それに基づいた個々の監査スタッフの心証は、集積されて監査責任者にとって意見表明の基礎となり心証形成につながる（図1矢印↓参照）。

監査要点ごとのリスク対応手続の実施と監査証拠の入手は、通常監査チームにおいて主に監査スタッフにより行われる。入手した監査証拠によって監査要点が充足されず、監査スタッフによって、複数の虚偽表示が発見識別された場合、監査チームならびに監査責任者は、経営者に対してそれらにつき財務諸表の修正を求めなければならない。

(20) 国際監査基準等の海外の監査の基準で用いられる Assurance は、我が国の監査の基準では「保証」と訳されているが、「確信、(あることについての) 自信安心(感)、confidence」(新英和辞典第六版 研究社2002年)と理解するほうが、心証形成を必要とする監査人の立場からは分かりやすい。

(21) 「監査基準の改訂について」三 1. (5) (企業会計審議会2002年1月25日)。

(22) 国際監査基準では、心証に対応する用語として Persuasion 「確信、信念、定見」(新英和辞典第六版 研究社2002年)が使われている。



【図1】 監査チーム及び監査責任者の心証形成過程

図1では、①から③までの発見識別された虚偽表示のうち、③につき経営者が修正に応じないケースを示している。虚偽表示③については、個別に重要性が認められるか否かを判断して、重要性がないと判断された場合には、監査責任者は心証形成して合理的保証を得たことになり、最終的に無限定適正意見を表明し、かりに虚偽表示③に重要性が認められれば、監査責任者は除外事項付意見を表明することになる。

監査人は、明らかに僅少なものを除き、監査の過程で識別した虚偽表示を集計しなければならず⁽²³⁾、個別に又は集計してそれらの虚偽表示が与える影響を評価して、重要であるかどうかを判断す

(23) 監査人は、明らかに僅少なものを除き、監査の過程で識別した虚偽表示を集計しなければならない（監査基準委員会報告書450「監査の過程で識別した虚偽表示の評価」4。）。

る。その場合の判断基準は、財務諸表の実績値に対応した重要性の基準値である⁽²⁴⁾。また、重要性の基準値の決定は職業的専門家としての判断を伴うものであるが、監査の基準は、製造業を営む営利を目的とする企業において税引前利益を指標とする場合には5%が適切であるとする例を提示している⁽²⁵⁾。このことから、監査の基準は、発見識別された個別の虚偽表示の財務諸表に与える影響額が、重要性の基準値を下回る場合を当然に想定しており、リスク・アプローチの手法に基づいた監査の基準が監査人によって発見識別されることを期待する虚偽表示は、明らかに僅少なものは除かれるものの、重要性の基準値を下回るが財務諸表に一定の影響を及ぼすものも、その対象としていることにつき留意しなければならない。

なお、この虚偽表示の発見識別から監査意見表明に至る過程で、発見識別された虚偽表示につき経営者に対して、説得力を伴って財務諸表の修正を求めることは、監査責任者の重要な役割の一つである。監査の基準は、監査人が監査の過程で集計したすべての虚偽表示について、適切な階層の経営者に適時に報告し、これらの虚偽表示を修正するよう経営者に求めることを要求している⁽²⁶⁾。したがって、監査人が重要な虚偽表示につき未修正のままで無限定適正意見を表明することは、許されないものである。

不正か誤謬かを問わず、重要な虚偽表示のない財務諸表を作成するために必要と判断される内部統制を整備及び運用することは、経営者の責任であり、整備され有効に運用されている内部統制は、財務諸表監査の基礎となる。監査の実施過程で監査人により発見識別された虚偽表示は、その生じた原因が内部統制の不備であると判断された場合には、適切な階層の経営者とのコミュニケーションにより、是正すべき事項として経営者によって認識され適切に是正措置が実施されることで、被監査会社の財務報告に係る内部統制の有効性が高まる。

監査スタッフによる監査の実施過程において発見識別されなかった虚偽表示(図1 ④ ⑤ ⑥)が存在した場合には、これらに関連した監査意見表明の基礎となるべき十分かつ適切な監査証拠は入手できておらず、その結果最終的な監査責任者の心証形成には欠落部分が生じることになる。発見識別されなかった虚偽表示が財務諸表に重要な影響を及ぼす場合は、重要な虚偽表示を看過してしまったことになり、監査責任者は、まさに「発見リスク」及び「監査リスク」に直面することになる。なお、この場合の虚偽表示は、過去の会計不正事件で多く見られるような巨額の重要な虚偽表示だけでなく、上述のとおり、重要性の基準値を下回る複数の虚偽表示(明らかに僅少なものを除く)でも集計して重要性が認められれば、重要な虚偽表示となる。このため監査責任者は、その心証形成にあたって、監査チームの監査の実施過程において、適切な品質管理のもとで虚偽表示が網羅されているかどうかにつき強い関心を持たなければならない。また、監査業務全体を指揮する立場にある監査責任者は、職業的懐疑心の発揮と虚偽表示の発見識別に関する監査チーム全員のモチベーションを、常に維持し

(24) 監査人は、未修正の虚偽表示が与える影響を評価する前に、監査基準委員会報告書320に従って決定した重要性の基準値が、実績値に照らして依然として適切であるかどうかを検討しなければならない。監査人は、個別に又は集計して、未修正の虚偽表示が重要であるかどうかを判断しなければならない(監査基準委員会報告書450「監査の過程で識別した虚偽表示の評価」9. 10.)。

(25) 監査基準委員会報告書320(「監査の計画及び実施における重要性」)A6。

(26) 監査基準委員会報告書450「監査の過程で識別した虚偽表示の評価」7。

高める必要がある。すなわち、監査責任者の監査意見表明の合理的保証となるべき心証は、監査組織としての監査チームにより発見識別され網羅された虚偽表示による具体的な根拠に基づく確信・自信を伴ったものでなければならない。

なお、監査チームにおける心証形成過程は、上述のとおり、個々の監査スタッフが形成する財務諸表項目ごとの監査要点に関する心証が、発見識別された虚偽表示の事実とともに監査チーム内で伝達され集積されて、最終的に監査責任者の心証形成と監査チームとしての心証形成につながる。このため、監査業務実施により得られた監査組織としての監査チームの心証と、監査責任者によって形成された心証とは、結果として同一になる。

ii. 監査スタッフとしての監査人の心証形成

監査業務において、監査スタッフとしての監査人が果たす役割は大きい。【図2】は、日本公認会計士協会の調査による金融商品取引法監査の監査実績時間数を表している。これによれば、平成22年4月期から平成23年3月期までに提出された監査概要書により集計された金融商品取引法の監査業務で連結財務諸表開示会社3,281社の一社あたり総平均監査時間は、3,785.7時間で、その内訳は監査責任者352.7時間、補助者（主に本稿でいう監査スタッフ）3,433時間である。このように総平均監査時間3,785.7時間の90%以上は、補助者が費やした監査実績時間を表しており、監査スタッフの監査業務実施が、個々の監査業務全体の大部分を占めるといって過言ではない。

監査スタッフは、監査計画で決められた分担に基づいて、財務諸表項目ごとの監査要点につき、リスク対応手続である内部統制の運用評価手続や実証手続を実施する。これには、膨大な監査実施時間を必要とし、その作業自体には地道な根気が必要とされるものであるが、監査スタッフによる監査業務実施は、監査チームとしての心証形成と監査責任者の心証形成の両方にとって極めて重要である。

売上高区分	会社数	監査従事者数(1社平均)				監査時間数(1社平均)			
		監査責任者	補助者		計	監査責任者	補助者		計
			会計士	その他			会計士	その他	
10億円未満	50	2.0	2.9	4.1	9.0	314.3	544.0	749.7	1,608.0
10億円以上 50億円未満	279	2.1	3.6	5.0	10.7	307.9	799.5	954.2	2,061.6
50億円以上 100億円未満	347	2.1	3.9	5.9	11.9	278.9	847.9	993.9	2,120.7
100億円以上 500億円未満	1,273	2.2	4.6	7.4	14.2	299.3	1,113.9	1,275.6	2,688.8
500億円以上 1,000億円未満	445	2.3	5.6	9.4	17.3	331.4	1,501.1	1,704.2	3,536.7
1,000億円以上 5,000億円未満	638	2.5	6.6	11.9	21.0	394.1	1,941.2	2,372.3	4,707.6
5,000億円以上 1兆円未満	106	2.8	9.3	18.6	30.7	537.7	3,253.1	4,209.0	7,999.8
1兆円以上	143	3.1	16.7	28.1	47.9	853.2	5,976.7	8,424.4	15,254.3
合計(総平均)	3,281	2.3	5.6	9.4	17.3	352.7	1,544.8	1,888.2	3,785.7

出典：監査実施状況調査（平成22年度）日本公認会計士協会

【図2】 金融商品取引法監査実施状況（連結財務諸表開示会社）

なぜならば、この監査スタッフの監査業務実施において、重要な虚偽表示ならびに重要な虚偽表示を構成する個別の虚偽表示が発見識別されず網羅されなければ、上述のとおり、監査チームならびに監査責任者は直ちに発見リスク及び監査リスクに直面する結果に至るからである。

経験の少ない監査スタッフの責務につき、R.K.マウツ教授は、「会計基準に準拠しているかどうかについての最終的な判断を委ねられているのではなく、彼が期待されているのは、(筆者注：監査の現場において)何らかの複数の特異な会計慣行や一般に公正妥当な会計基準からの逸脱に気をつけて、それらの事項に関して監査現場責任者である上級監査スタッフに注意を促すことである。⁽²⁷⁾」と述べている。監査チームにおける監査スタッフには、経験の少ない監査スタッフ (Junior Accountant) とそれを現場で管理する上級監査スタッフ (Senior Accountant) が存在し、組織的監査の実施におけるそれぞれの役割や任務が、米国で証券取引法による財務諸表監査が制度化された1930年代から、現在に至るまで基本的に同じであることは興味深い。以下では、監査スタッフによる虚偽表示の発見識別の過程を、設例⁽²⁸⁾を示して解説する。

【図3】 設例

(27) 筆者抄訳：The junior accountant is not likely to be entrusted with making the final decision as to the acceptability of the accounting principles followed, but he is expected to note any peculiar practices and any deviations from generally accepted principles and to call them to the attention of the senior accountant in charge of the examination. ([Duties Of The Junior Accountant] 4頁 (R.K.Mautz, 1933, [DUTIES OF JUNIOR AND SENIOR ACCOUNTANTS Supplement to the CPA HANDBOOK], Edited by Robert L. Kane, Jr. The American Institute of Accountants 1953, [Duties of the Junior Accountant] Garland Publishing, Inc. 1988)

(28) 過去の監査事例等を基にして説例したものであるが、内容や会社名等には特定のモデルは存在しない。

【図3】は、被監査会社である□△住宅産業機器製造社の倉庫における棚卸立会時に、監査スタッフAが入手した製品出荷に係る運送会社の受領書である。上級監査スタッフであるBは、Aの監査実務経験が少ないこともあり、監査事務所に帰ると直ちにAが作成した監査調書の査閲を開始した。Aが入手したこの運送業者の受領書は、棚卸資産の移動に密接に連動する売上高や棚卸資産などに関連する会計処理について、後日必要な監査手続を実施するために監査証拠として入手した、カットオフ情報⁽²⁹⁾の一部である。監査チームは、監査計画段階から収益認識基準（同社の場合は出荷基準）を不正による重要な虚偽表示リスクと識別し、特別な検討を必要とするリスクとして取り扱ってきた⁽³⁰⁾。Bは、この運送業者の受領書が示す製品の出荷に関して、収益認識の最初の段階となる販売システムへの入力、同社の出荷部門の担当者によって実施されていたかどうかにつき、現場で検証したかどうかをAに対して質問し、当該事項について監査調書の記載を確認した。

監査調書の査閲を開始後しばらくして、Bはこの運送業者の受領書についての異常点を指摘し、同社の期末日前後における売上高に関連する全社出荷データの徹底調査を、Aを含む他の監査スタッフに指示するとともに、直ちにこの状況を監査責任者に伝達した。

上級監査スタッフBが着眼した運送業者の受領書における異常点は、「届け先」にあった。同社の製品はマンション開発会社である三菱不動産レジデンシャル社の建築現場に納入されるのが通常であるのに、この受領書には、三菱不動産レジデンシャル社の本社所在地と推定される住所が記載されている。しかも、出荷対象となった製品は相当の物量があり、三菱不動産レジデンシャル社の本社所在地宛てに送付することは、不合理であるとBは考えた。その後の調査において、出荷部門の責任者・担当者に対して事実関係を聴取し、また、真正な受領書を入手するなどにより、監査チームは、当該運送業者の受領書は同社の出荷部門で偽造されており、製品は同社の管轄下にある他の倉庫へ出荷されている可能性が高いと判断した。運送業者の受領書は、出荷依頼書とともに業者所定の用紙で綴られており、同社がその綴りを入手すれば、受領書の偽造は可能と考えられた。企業内部における製品移動は、出荷基準である同社の収益認識基準を当然に充足しておらず、事実上売上架空計上ないし売上早期計上を意図する虚偽表示の疑いが強まり、監査責任者が中心となって関連する各階層の経営者と監査役等に対してコミュニケーションを開始した。

この設例では、実務経験の少ない監査スタッフAは、監査手続の実施にあたりこの受領書を閲覧した時に何ら違和感や疑問をもたず、出荷日付や届け先氏名などの記載項目について、出荷部門における販売システムに入力されたデータと突合し、監査要点の1つである「期間配分の適切性」に関連した手続を実施しただけに終わった。それに対して、上級監査スタッフBは届け先住所の「異常点」に着目し、それが「虚偽表示の端緒の発見」となり、重要な「虚偽表示の発見識別」につながったといえる。

監査の基準は、意見表明の基礎となる監査証拠は、リスク・アプローチに基づいて(1)リスク評

(29) 監査基準委員会報告書501「特定項目の監査証拠」A5。

(30) 監査人は、不正による重要な虚偽表示リスクを識別し評価する際、収益認識には不正リスクがあるという推定に基づき、どのような種類の収益、取引形態又はアサーションに関連して不正リスクが発生するかを判断しなければならない（監査基準委員会報告書240「財務諸表監査における不正」25。）。

価手続と(2)リスク対応手続(①監査基準委員会報告書等で要求される場合、又は監査人がその実施を選択した場合に実施する内部統制の運用評価手続 ②詳細テスト及び分析の実証手続を含む、実証手続)により入手するものとしている。また、(1)ある情報源から入手した監査証拠が他の情報源から入手した監査証拠と矛盾する場合や、(2)監査人が監査証拠として利用する情報の信頼性に関して疑義を抱く場合には、問題を解消するためにどのような監査手続の変更又は追加が必要であるかを判断し、監査の他の側面に与える当該事項の影響があればその影響を考慮しなければならないとする⁽³¹⁾。

図3の設例は、監査チームが上記“(2)監査人が監査証拠として利用する情報の信頼性に関して疑義を抱く場合”に遭遇したケースに該当すると考えられるが、監査の基準は、監査人がその監査手続の実施過程でいかにしてこのような疑義を抱く場合や状況を発見するかについての、具体的なガイドラインを示してはいないのである。したがって、虚偽表示を発見識別し網羅するためには、監査人は、まず虚偽表示の兆候を示す状況ないし端緒を発見しなければならない。すなわち、監査人はリスク・アプローチの手法におけるリスク対応手続で、とりわけ財務諸表項目レベルにおける監査要点ごとの検証手続である実証手続の実施過程において、監査証拠を評価する段階で「異常点に着眼」することを重視しそれを「虚偽表示の端緒の発見」につなげて、「虚偽表示を発見識別」し網羅することが重要であると考えられる。

野々川幸雄氏は、現在の監査の基準が要求するリスク対応手続における実証手続、特にそのうちで詳細手続の実施において監査人が異常点に着眼することの重要性を強調している。同氏は、異常点に着眼する監査技法とは、「通査、比較、分析の手法を用いて、証憑の状態や会計記録の不規則性等から、手数と時間をかけずに、しかも相当以上の的中率を保ってある事実の存在を推測する方法」であり、「会計監査を実施する以上、監査人は常に不正・誤謬の存在に注意しなければならないし・・・(中略)・・・不正発見のためには、一部分の無差別的な試査よりは、通査・比較・分析等により発見された異常点項目を重点監査する方がむしろ威力を発揮するといえる。・・・(中略)・・・監査に素人の“合致”は単純な金額の合致を意味することが多いものである。証憑突合は、監査熟練者でなければ気がつかない点に細心の注意をはらいながら行われるものである。・・・(中略)・・・通査・比較・勘定分析の結果さらに詳細な調査を要すると考え、選び出した部分について、他の監査技術(質問、証憑突合、計算突合、帳簿突合、実査、確認、書面照会)を適用することにより、はじめて会計処理の妥当性を確かめ、不正誤謬を発見しうるものである。・・・(中略)・・・監査人としては、偽造・変造などの可能性に十分注意をはらい、疑わしいと思われるときには、その真実性を調査すべきである。」と述べている⁽³²⁾。

経験の少ない監査スタッフの責務は、監査の現場において特異な会計慣行や一般に公正妥当な企業会計の基準からの逸脱に気をつけて、それらの事項に関して上級監査スタッフに注意を促すことである(上述、R.K.マウツ教授)。しかしながら、このことは、経験の少ない監査スタッフだけでなく上級監査スタッフを含む監査スタッフ全員に求められる責務であるといえる。すなわち、監査スタッフ

(31) 監査基準委員会報告書500「監査証拠」A10.10。

(32) 野々川幸雄『異常点着眼の監査技法』(1972年11月 中央経済社 序、20頁、23頁、24頁、84頁より抜粋)。同書は、1973年度第1回日本公認会計士協会学術賞を受賞している。

としての監査人は、個々の監査局面でリスク・アプローチの監査手法を適用し可能な限り虚偽表示を発見識別することに邁進し、その結果発見識別された虚偽表示や監査手続の実施過程で得られた具体的心証を、適切に監査責任者に伝達しなければならない。その伝達された心証が、監査チームや監査責任者の確信・自信を伴った心証につながっていくのである。そのためには、個々の監査スタッフとしての監査人が、虚偽表示を網羅的に発見識別する能力を高めなければならない、その方法として職業的懐疑心を具体的に発揮することを、身に付けることが必要となる。

iii. 職業的懐疑心の具体的発揮

監査人の心証は、確信・自信を伴わなければならないものである。そして、形成した心証の妥当性を監査人が確認する上では、懐疑心（懐疑主義：Skepticism）が不可欠とされている⁽³³⁾。職業的専門家としての懐疑心とは、誤謬又は不正による虚偽表示の可能性を示す状態に常に注意し、監査証拠を鵜呑みにせず、批判的に評価する姿勢をいう⁽³⁴⁾。監査基準においては、第二 一般基準で、「3 監査人は、職業的専門家としての正当な注意を払い、懐疑心を保持して監査を行わなければならない。」とし、第三 実施基準の一基本原則では、「5 監査人は、職業的専門家としての懐疑心をもって、不正及び誤謬により財務諸表に重要な虚偽の表示がもたらされる可能性に関して評価を行い、その結果を監査計画に反映し、これに基づき監査を実施しなければならない。」と定めている。また、監査基準委員会報告書240「財務諸表監査における不正」は、「11. 監査人は、経営者、取締役等及び監査役等の信頼性及び誠実性に関する監査人の過去の経験にかかわらず、不正による重要な虚偽表示が行われる可能性を認識し、監査の過程を通じて、職業的懐疑心を保持しなければならない。」とし、さらに、監査人は、経営者が誠実であるとも不誠実であるとも想定してはならないとしている⁽³⁵⁾。このような職業的専門家としての懐疑心の保持は、正当な注意義務の行使に含まれる要件でもあり、監査人が職業的懐疑心をもって監査に臨むことこそが、重要な虚偽表示の指摘につながることを特に強調するために、監査基準では、正当な注意とともに列記されているのであり⁽³⁶⁾、監査の基準は、監査人が監査の実施にあたって、職業的懐疑心を常に保持し発揮することを強く要求しているのである。な

(33) 財務諸表監査において懐疑主義の概念を採用したのは、マウツ・シャラフ両教授であることはよく知られている。両教授は、モンタギュー（William Pepperell Montague, 1873-1953）による論理学を導入して「信念の妥当性を確認する問題は、その源泉を確かめる問題と密接に関連している（118頁）。・・・（中略）・・・信念に関する5つの源泉には、つぎのような論理学上の5つの学説と呼応している。(1) 権威主義 (2) 神秘主義 (3) 合理主義 (4) 経験主義 (5) プラグマティズムが、これである。・・・（中略）・・・多くの命題は、上記のいずれの規範によっても立証することも、反証することもできない点では合意されているが、それらはいま1つの消極的なタイプの論理学上の理論、つまり、懐疑主義（Skepticism）という理論にその根拠を持つものである（119頁）。・・・（中略）・・・懐疑主義者の役目は、人間の精神によって獲得される知識は、いかなるものでもけっして絶対的に確実ではないということを、われわれに悟らせることである（130頁）」。(R.K.マウツ・H.A.シャラフ『監査理論の構造・The Philosophy of Auditing (1961)』近澤弘治監訳・関西監査研究会訳 1987年11月 中央経済社 より抜粋)

(34) 監査基準委員会報告書200「財務諸表監査における総括的な目的」12 (11)。

(35) 「監査における不正リスク対応基準（仮称）の設定および監査基準の改訂について（公開草案）」二4 (2)（企業会計審議会 2012年12月21日）。これは、経営者等に対して「中立的」な観点の職業的懐疑心とよばれる。

(36) 「監査における不正リスク対応基準（仮称）の設定および監査基準の改訂について（公開草案）」二4 (2)（企業会計審議会 2012年12月21日）。

お、監査チームは、監査責任者と監査スタッフで構成されるが、職業的懐疑心の保持と発揮は監査人としての両者にとって不可欠であることはいうまでもない。

一方、職業的懐疑心は、監査計画から監査意見表明に至る監査の全過程を通じて保持し発揮されなければならない。その監査の全過程の監査時間の大部分を占めるのは、上述のとおり、監査スタッフによって実施される財務諸表項目レベルにおける監査要点を検証するリスク対応手続ないし実証手続の実施時間である。したがって、監査スタッフにより多大な時間が費やされる監査業務において、十分に職業的懐疑心が保持されて発揮されることが、監査チームの監査業務の品質を合理的に確保する上で重要であるといえる。

監査基準委員会報告書240「財務諸表監査における不正」は、以下のとおり、不正による重要な虚偽表示の兆候を示す状況の例を挙げている⁽³⁷⁾。この例示は、監査人が職業的懐疑心を強く発揮すべき監査局面を示すものであり、監査人に対して不正ばかりでなく、誤謬による虚偽表示の発見識別につながる示唆をも与えてくれる。

不正による重要な虚偽表示の兆候を示す状況の例示

(1) 会計記録の矛盾

- ・ 網羅的若しくは適時に記録されていない取引、又は金額、会計期間、分類等が適切に記録されていない取引が存在する。
 - ・ 裏付けのない又は未承認の取引や勘定残高が存在する。
 - ・ 期末日近くに経営成績に著しく影響する修正が行われている。
 - ・ 監査人に、内部通報等により不正の申立てがある。
- その他

(2) 証拠の矛盾又は紛失

- ・ 証拠となる文書を紛失している。
 - ・ 変造されたおそれのある文書が存在する。
 - ・ 原本が存在すると考えられるのに、写し又は電子化された文書しか入手できない。
 - ・ 重要であるにもかかわらず説明のない調整事項がある。
 - ・ 勘定残高の通例でない変動や趨勢の変化、又は売上増加を上回る売上債権の増加といった重要な財務比率や相関関係の変動がみられる。
 - ・ 質問や分析的手続の結果、経営者や従業員から入手した回答に矛盾が生じている、又は疑義がある。
 - ・ 企業の記録と確認状の回答に重大な差異がある。
 - ・ 売上債権勘定に多額の貸方記帳その他の修正がある。
 - ・ 売上債権勘定の補助簿と統制勘定又は顧客向け報告書との差異に関して十分な説明がない。
 - ・ 多数の棚卸資産又は有形資産を紛失している。
 - ・ 企業の記録保存に関する手続に従っていないため、利用不可能な又は消失した電子的証拠がある。
 - ・ 確認の回答件数が予想と大きく乖離している。
 - ・ 重要なシステム開発やプログラム変更テスト、又は当年度のシステム変更やプログラムの設置に関する証拠が入手できない。
- その他

(37) 監査基準委員会報告書240「財務諸表監査における不正」付録3より抜粋。米国公開会社会計監視委員会（PCAOB）の監査基準AS14 Appendix C（Matters That Might Affect the Assessment of Fraud Risks）や、企業会計審議会「監査における不正リスク対応基準（仮称）（公開草案）付録2」においても、不正による重要な虚偽表示の兆候を示す状況の例が同様に挙げられている。なお、当公開草案における例示は、我が国における昨今の会計不正事件による監査環境をより反映させたものになっている。

(3) 経営者の監査への対応

- ・ 監査人が、記録、施設、特定の従業員、得意先、仕入先、又は監査証拠を入手できるその他の者と接することを拒否する。
- ・ 複雑な又は問題のある事項の解決について経営者が不当な時間的プレッシャーを加える。
- ・ 監査人がCAATを用いてテストを行う際に、重要な電子的ファイルへのアクセスを制限する。
- ・ 財務諸表をより完全に理解しやすいものとするための開示の追加や修正に消極的である。

その他

(4) その他

- ・ 監査人が取締役等又は監査役等と接することに経営者が消極的である。
- ・ 企業が属する産業における一般的な会計方針とは異なる会計方針を採用しようとしている。

その他

これらの一部には、監査人が監査の実施過程で特段の困難を伴わずに把握識別しうるものもあるが、監査人がそれらの重要な虚偽表示の兆候を示す状況、すなわち本稿でいう「虚偽表示の端緒」に該当し、監査手続の実施によってそれ自体を自ら発見しなければならないものも多い。例示のうち、(1) 会計記録の矛盾「網羅的若しくは適時に記録されていない取引、又は金額、会計期間、分類等が適切に記録されていない取引が存在する。」や(2) 証拠の矛盾又は紛失「変造されたおそれのある文書が存在する。」「勘定残高の通例でない変動や趨勢の変化、又は売上増加を上回る売上債権の増加といった重要な財務比率や相關関係の変動がみられる。」「質問や分析的手続の結果、経営者や従業員から入手した回答に矛盾が生じている、又は疑義がある。」などがそれに該当する例といえる。監査人は、虚偽表示の兆候を示す状況⁽³⁸⁾、すなわち虚偽表示の端緒を発見してはじめて、その後における適切な追加手続を実施することで、虚偽表示の発見識別が可能になるのである。

一方、虚偽表示の指摘ないし発見識別につなげるには職業的懐疑心の保持と発揮が必要であるとはいうものの、監査経験の少ない監査スタッフにとっては、具体性を欠いたやみくもな懐疑心は虚偽表示の発見識別に直結せず、無駄に労力と時間を費やすことに終わってしまうかもしれない。監査スタッフが、財務諸表項目レベルの監査要点を検証し監査証拠を入手するための実証手続としては、「質問」「閲覧」「観察」「確認」「再計算」「実地棚卸立会」「実査」「比較」「分析的手続」等が挙げられ、それらは適宜組み合わせられて実施されるが、監査スタッフである監査人が、「具体的に職業的懐疑心を発揮する」には、入手した監査証拠を評価する段階で、職業的懐疑心とともに“異常点に着眼すること”が有効であると考えられる。この結果として、監査人はリスク・アプローチの手法に基づいた監査の仕組みの中で、効率的に虚偽表示の端緒を発見し、重要な虚偽表示ならびに重要な虚偽表示を構成する個別の虚偽表示を発見識別し、網羅できる可能性が高まると考えられる。このプロセスを図示したものが、以下の【図4】である。

図3の設例においては、監査スタッフAは監査実務の経験が少ないため、入手した監査証拠である運送業者の受領書に何ら疑問も持たず、上級監査スタッフBによる適切な監査調書の査閲がなければ、監査チームと監査責任者は発見リスク及び監査リスクに直面していたことになる。この点では、監査スタッフAは、経験の少ない監査スタッフ(Junior Accountant)としての上述の責務を果たせなかつ

(38) 「監査における不正リスク対応基準(仮称)(公開草案)付録2」では、“不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況”と表現している。



【図4】 職業的懐疑心の具体的発揮から虚偽表示の発見識別までのプロセス

たことになる。したがって、このような場合、監査チームの監査業務の品質を合理的に確保し高める上で、上級監査スタッフ（Senior Accountant）による経験の少ない監査スタッフが作成した監査調査の査閲は、必須といえる。上級監査スタッフ（Senior Accountant）の責務は、「完成された監査調査が補助者から提出されたら、監査調査は速やかに上級監査スタッフによりレビュー（査閲）されなければならない。上級監査スタッフは、監査調査が、監査事務所の規則に従って手際よく作成されているか、そしてその調査は、補助者が十分検証したことを示しているか否かにつき判断しなければならない。」⁽³⁹⁾

上級監査スタッフBは、監査スタッフAが作成した監査調査に添付されていた運送会社の受領書の記載内容につき、異常点に着眼することで、具体的に職業的懐疑心を発揮して重要な虚偽表示の端緒を発見することができた。このように、職業的懐疑心とともに監査証拠における異常点に着眼し虚偽表示の端緒を発見して、虚偽表示の発見識別を効率的に実施できる能力や経験が、経験豊富な監査人による監査調査の査閲による教育訓練効果として、経験の少ない監査スタッフに受け継がれることが大いに期待されるのである。

異常点に着眼できる能力とは、個々の監査要点と、入手した監査証拠から推測される状況や会計事象、さらには被監査会社のビジネスモデル等々との相互の関連性における不整合につき、瞬時に察知して判断しうるまさにすぐれて職業的専門家としての能力である。異常点に着眼できる能力は、監査証拠を漫然と見て会計記録と形式的な照合をすることを長年実施し続けて得られるものではなく、監査スタッフの段階から、監査の基準を十分に理解しそれを着実に監査実務に適用しつつ、異常点着眼により「具体的に職業的懐疑心を発揮」し、虚偽表示の端緒の発見と虚偽表示の発見識別に至る経験を自ら積み重ねることが大切である。上述のとおり、この場合の虚偽表示とは、多くの会計不正事案において散見される巨額の重要な虚偽表示を必ずしもさすのではなく、明らかに僅少なものを以外で重要性の基準値を下回る程度の財務諸表に対する影響額を有するものも含まれる。したがって、最初は比較的少額な虚偽表示であっても、監査スタッフが、自らそれらが発見識別する経験を積み重ねることで、多額の

(39) 筆者抄訳：As completed working paper schedules are received from his assistants, they should be reviewed promptly by the senior. He should determine whether they are prepared in a workman-like manner, in conformity with the method of the firm, and whether they disclose an adequate examination. (『Duties Of The Senior Accountant』94頁 (John C. Martin, 1933, 『DUTIES OF JUNIOR AND SENIOR ACCOUNTANTS Supplement to the CPA HANDBOOK』, Edited by Robert L. Kane, Jr. American Institute of Accountants 1953, 『Duties of the Senior Accountant』 Garland Publishing, Inc. 1988)

虚偽表示を発見する能力を次第に培うことができると考える。ただし、このためには監査責任者が監査チームに対して虚偽表示の発見識別に対する強いモチベーションを示すことと、上級監査スタッフが実施する調査査閲等による監査現場における教育訓練（On the Job Training）が不可欠である。

IV. おわりに

オリンパス社の第三者委員会（監査役等責任調査委員会）の調査報告書によれば、「監査役等の責任を判断する中で、専門家の意見書又は、調査報告書がそれぞれ重要な要素となっている。しかしながら、2009年委員会報告書も**会計士事務所の事業価値算定書においても、いずれも極めて限定された特異な前提を置き、作成されたものである。当時の関係者が、このような前提条件を十分に理解せず、その結論を重視していることは、事後的な法律の専門家の判断としては、不注意ないし軽率と見られることはあるが、その分野の専門家ではない監査役や会計監査人においては、それらの不自然さに思い至らないことをもって、直ちに注意義務に違反するとすることはできない。言い換えれば、本件の首謀者は、巧妙に専門家の意見や調査報告書を操って、違法行為を隠蔽していたといえるのである。」⁽⁴⁰⁾と述べている。本稿は、この第三者委員会の調査報告書の個別の記述内容につき詳細に議論することを、本来の目的とはしていない。しかしながら、第三者委員会は、監査人が監査証拠について、“極めて限定された特異な前提で作成されているにもかかわらずその不自然さに思い至らないこと”について言及しており、監査の実施過程において監査証拠を評価する段階で、異常点に着眼することの必要性を示唆しているものと考えられる。

発見識別された虚偽表示を含む所与の監査上の諸論点につき、それらが一般に公正妥当な企業会計の基準に準拠しているかどうかにつき適切な判断ができることは、監査人にとって大切な資質である。しかしながら、それだけでは職業的専門家として監査人が有すべき資質としては十分ではない。監査人は職業的専門家として、リスク対応手続ないし実証手続を実施する過程において、虚偽表示の端緒を発見し効率的に虚偽表示を発見識別できる能力を備えることも重要であり、また、不可欠である。

財務諸表監査には固有の限界がある。このため、監査の基準は、監査人が監査リスクないし発見リスクを零に抑えることを期待していないし、また零にすることも不可能であり、監査の実施により財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽がないという絶対的な保証を得ることもできないとしている。この結果、監査人が結論を導き意見表明の基礎とした監査証拠の大部分は、絶対的というより心証的なものとなる⁽⁴¹⁾。一方で、監査の基準は、この固有の限界を踏まえつつ、監査人に対して、「監査手続の実施が容易でないこと、又は実施の時期や費用の問題は、代替手続のない監査手続を省略したり、心証を形成するに至らない監査証拠に依拠したりする理由とはならない」と、監査の固有の限

(40) 「調査報告書」(オリンパス株式会社 監査役等責任調査委員会 2012年1月16日 第12結論 4. 161頁-162頁より抜粋)。

(41) 監査の固有の限界は、以下を原因として生じる。

- ・財務報告の性質
 - ・監査手続の性質
 - ・監査を合理的な期間内に合理的なコストで実施する必要性
- (監査基準委員会報告書200「財務諸表監査における総括的な目的」A44.)。

界を安易に理由として、十分かつ適切な監査証拠が得られないとすることを否定している。また、「適切な監査計画を策定することにより、監査実施のための十分な時間と資源を利用できるようになる」と、監査計画の大切さに言及し、「リスク評価手続とこれに関連する活動を実施して、財務諸表全体レベル及びアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクを識別し評価するための基礎を得る」ことを要求している⁽⁴²⁾。

このような監査の基準の要求に対応して、監査人が無限定適正意見を表明する場合には、リスク・アプローチの手法に基づいた一般に公正妥当な監査の基準に準拠しつつ、財務諸表が一般に公正妥当な企業会計の基準に準拠している旨の意見表明とともに、現在の財務諸表監査の目的に適応して重要な虚偽表示は存在しない旨の合理的な保証、すなわち絶対的ではないが相当程度の心証を得ることを効率的な監査の実施によって達成しなければならない。絶対的ではないが相当程度の心証とは、発見識別され網羅された虚偽表示による具体的な根拠に基づく確信・自信を伴った心証である。監査人が、このような心証を形成するには、監査チームとそれを構成する監査責任者と監査スタッフが、異常点に着眼することで具体的な職業的懐疑心を発揮して「発見力を強化」し、虚偽表示の発見識別と網羅につなげることが、一つの有力な方法であり、それは監査組織である監査チームの監査業務の品質を合理的に確保し高めることになるものと考えられる。(2013年2月28日)

主要参考文献

- R. K. Mautz, (『Duties Of The Junior Accountant』1933, 『DUTIES OF JUNIOR AND SENIOR ACCOUNTANTS Supplement to the CPA HANDBOOK』, Edited by Robert L. Kane, Jr. The American Institute Of Accountants 1953, 『Duties of the Junior Accountant』 Garland Publishing, Inc. 1988)
- John C. Martin, (『Duties Of The Senior Accountant』1933, 『DUTIES OF JUNIOR AND SENIOR ACCOUNTANTS Supplement to the CPA HANDBOOK』, Edited by Robert L. Kane, Jr. The American Institute Of Accountants 1953, 『Duties of the Senior Accountant』 Garland Publishing, Inc. 1988)
- 野々川幸雄『異常点着眼の監査技法』中央経済社(1972年11月)
- 石田三郎『監査証拠論』中央経済社(1978年1月)
- 野々川幸雄『監査の技術』中央経済社(1980年6月)
- R.K.マウツ・H.A.シャラフ『監査理論の構造・The Philosophy of Auditing (1961)』近澤弘治監訳・関西監査研究会訳 中央経済社(1987年11月)
- 千代田邦夫『アメリカ監査論』中央経済社(1994年12月)
- 内藤文雄『監査判断形成論』中央経済社(1995年9月)
- 長吉真一「組織的監査概念の拡大」『九州大学経済学研究』第68巻第6号(2002年10月)
- 任章「監査人の懐疑心について」『北九州市立大学商経論集』第41巻第4号(2006年3月)
- 内藤文雄, 松本祥尚, 林隆敏『国際監査基準の完全解説』中央経済社(2010年2月)
- 山口利昭「会計不正に係る判決と課題」『現代監査』No.20 日本監査研究学会(2010年3月)
- 松本祥尚「職業的懐疑心の発現とその規制」『会計』第一七九巻第三号 森山書店(2011年3月)
- オリンパス株式会社 監査役等責任調査委員会「調査報告書」(2012年1月)
- 日本公認会計士協会「監査実施状況調査(平成22年度)」(2012年2月)
- 長吉真一『監査基準論』中央経済社(2012年5月)
- 公認会計士・監査審査会『監査事務所検査結果事例集』(2012年8月)
- 企業会計審議会監査部会「監査における不正リスク対応基準(仮称)の設定及び監査基準の改訂について(公開草案)」(2012年12月)

(42) 監査基準委員会報告書200「財務諸表監査における総括的な目的」A47. A49。

Specific Exercising of Skepticism and Acquiring Persuasion by the Systematic Auditing

Chikakuni Yoshida

Abstract

Because of the recent incidents of fraudulent financial reporting in Japan, the Japanese auditing function has lost the trust of users of the financial statements here and abroad. The Business Accounting Council of Financial Service Agency has publishes the exposure draft of new audit guideline and the amendment of audit standard regarding fraud risk for the auditor.

In this circumstance, overviewing the process of building persuasion acquired by audit organization particularly by audit engagement team, this paper emphasizes that engagement partner shall realize the importance of covering material misstatements for the purpose of acquiring persuasion with confidence. Also within the audit engagement team persuasion acquired by each audit staff accompanied by misstatements detected and identified should be conveyed to the senior level accountants appropriately.

Professional skepticism is strongly required for the auditor to detect and identify misstatements in the practice of audit procedure. This paper describes observation of the method for applying professional skepticism specifically by detecting the clues or prefaces of the matters those may indicate the misstatements in the process of assessing audit evidences.

(February 28, 2013)